

令和8年度 富山県障害者虐待防止・権利擁護研修会(自治体コース)実施要領

1 目的

障害者虐待の防止に関する理解や障害者の権利擁護に関する意識啓発、及び障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を行うために必要な人材の育成や資質の向上を図ることを目的とします。

なお、本研修は、厚生労働省が実施した「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（令和8年度厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護事業）の伝達研修です。

2 実施主体

主 催：富山県

3 研修受講対象者

〈講義〉

どなたでも受講可能。

〈演習〉

市町村障害者虐待防止センター職員、社会福祉協議会職員、県の出先機関等の職員等のうち、受講を希望する者。

4 受講定員

〈講義〉

定員制限なし。

〈演習〉

20 名程度

※受講希望者が定員を超過した場合には、昨年度演習未受講者を優先し、抽選を行います。

5 開催方法

〈講義〉

- ・厚生労働省が配信している講義動画の視聴
- ・動画及び資料の掲載先URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00023.html

※演習に参加される方は、研修日前までに必ず視聴をしてください。

〈演習〉

日 程：令和8年10月28日（水） 9：30～16：00（受付9：15～）
会 場：富山県民会館503号室

6 参加費

無料

7 研修内容

〈講義〉

○共通講義

- I 障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義
- II 障害者虐待防止法の概要
- III 当事者の声※演習受講申込があった方にのみ動画 URL をご案内します。
- IV 性的虐待の防止と対応
- V 身体拘束の廃止に向けて
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～

○自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法（応用編）

〈演習〉

○自治体コース演習

- I 富山県の障害者虐待の状況について
- II 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習
- III 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習

講師：富山県障害福祉課

8 講義受講完了報告・演習受講申込

〈講義〉

- ・動画の視聴を完了した方は、以下の講義受講完了報告フォームから報告をお願いいたします。
- ※この報告を以て、講義部分を受講完了とします。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=QKYv1Vln>

＜演習＞

- ・演習の受講を希望される方は、以下の演習受講申込フォームにて申し込みください。
- ・申込締切：令和8年10月9日（金）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sVsdtBWb>

9 演習受講者の決定及び受講の案内

令和8年10月16日（金）までに申込者に対して、受講通知を行います。

また、定員超過により受講をお断りした方には、演習動画の視聴用 URL をメールにてご案内する予定です。

10 留意事項

- ・内容や日程については、一部変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・講義動画を含めた研修資料に関して、写真撮影、録画、録音、またはそれに準ずる行為を禁止します。
- ・演習研修は、受講後のアンケート回答をもって受講完了とします。

11 研修についての問合せ先

富山県厚生部障害福祉課管理係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

E-mail：ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp